**授業中の事故・危機管理マニュアル（例）**

令和○○年４月　○○立○○学校

**児童生徒のけが等**

《重要》　　　　　　　　*事故発見者*

　　①患者を安静にさせ、意識の確認

　　②応援の職員を呼ぶ（生徒に依頼）　　　　　　　　 ＜授業担当教諭・養護教諭等複数の職員で対応＞

(例)【スポーツ傷害の応急処置】

・ＲＩＣＥの実施

Ｒ:安静に！

Ｉ:アイシング

Ｃ:圧迫

Ｅ:心臓より高く！

【状態の把握】

・発生の事態や状況の把握

・児童生徒の安全確保

・傷病者の確認と応急処置

・協力要請や緊急通報の判断

　　③傷病者から離れない（目を離さない）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　意識あり

【１１９番通報】

「○○学校の○○です！児童生徒が○○の授業中、○○で怪我をしました。至急、救急車を要請します。」

「住所は、○○市○○○で、電話番号は、○○－○○○○です。」

応急処置の状況等の報告

校内対策本部設置

（校長室など）

校長・副校長･教頭

養護教諭など

教育委員会への第一報

○○○－○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　手分けすること

　　　　　　　　　手分けすること

【教育委員会への第一報】

「○○学校の○○です！学校事故の第一報です。○時○分、児童生徒が、○○の授業中、○○で怪我をしました。」

「応急処置後、１１９番通報し、救急車を要請し、○○市内の○○病院に搬送されました。」

消防署

(１１９番通報）

　　　　＜養護教諭等＞　　　　　　　　　①対応する職員への指示

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②周囲の教職員への指示

【一次救命処置：ＢＬＳ】

普段通りの呼吸がない場合

・心肺蘇生（胸骨圧迫、気道確保、人工呼吸）

・ＡＥＤの使用

③必要に応じて学校医等

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　への連絡・相談

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④報道関係への対応等

（副校長･教頭）

職員による対応と確認事項

教育委員会担当課

県教育庁現地対策本部

【応急処置･一次救命処置の支援チェックポイント】

　□救急車の要請　　□保護者への連絡　　□周囲の児童生徒の管理　　□救急隊の誘導　　□学校医への連絡

＜手当の基本＞

（１）観察の基本・・・①周囲の状況観察　②傷病者の観察　③反応の確認

　（２）体位の基本・・・①傷病者の寝かせ方（原則→水平）　②意識がない場合は回復体位　③気道確保

④保温、加温

　（３）傷病者への接し方・・・①傷病者への力づけ　②安静　③飲食物　④感染防止

　（４）現場での留意点・・・①協力者　②連絡･通報　③傷病者の家族への連絡　④搬送　⑤記録

　（５）一次救命処置・・・①呼吸の確認（心停止の判断）　②胸骨圧迫（循環の整理）　③気道確保

（ＢＬＳ）　　　　 ④人工呼吸　⑤胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返す　⑥ＡＥＤ装着

⑦心電図解析（電気ショックは必要か）　⑧必要有の時には電気ショック1回

⑨胸骨圧迫３０回と人工呼吸2回を繰り返す

（救急隊に引き継ぐまで、または普段通りの呼吸や目的にあるしぐさが認められるまで続ける。　※＜手当の基本＞は、日本赤十字社「救急法基礎講習」から抜粋